

令和5年度亀岡中部農地整備事業
曾我部工区犬飼橋梁上部工工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項 目	内 容	摘要
第1章 総則	令和5年度亀岡中部農地整備事業曾我部工区犬飼橋梁上部工工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和5年9月）」（URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、ほ場整備区域内の橋梁上部工の整備を行うものである。	
1. 目的		
2. 工事場所	京都府亀岡市曾我部町犬飼地内	
3. 工事概要	この工事は、犬飼橋梁上部工の架設工事で、その概要は次のとおりである。 犬飼橋梁上部工 一式 (1) 形 式 プレテンション単純桁橋 (2) 橋 格 1等橋 荷重T-25 (3) 橋 長 12.20m (4) 支 間 長 11.64m (5) 全 幅 員 8.20m (6) 有効幅員 7.00m (7) 斜 角 90° 付帯工 一式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和6年2月26日から令和6年6月24日まで （余裕期間：契約締結の日から令和6年2月25日まで） ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	

項 目	内 容	摘要
6. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間、（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間、橋梁プレテンション桁の工場製作のみが行われている期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け当のみが残っている期間については、主任技術者又は管理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付け）とする。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	本工事において河川内工事は令和6年6月15日までに完成させなければならない。	
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は18日（月平均）と想定している。	
3. 寒中コンクリート	1）本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2）発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和5年12月28日～令和6年2月19日を想定している。 なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3）受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。	
4. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。	
第4章 現場条件		
1. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 曾我部工区区画整理その30工事 （施工予定時期 令和5年3月～令和6年3月）	
2. 第三者に対する措置		
（1）騒音、振動対策	騒音、振動等の対策については、十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	

項 目	内 容						摘要
(2) 保安対策	本工事における交通誘導警備員は資材搬入時に1人を想定している。						
	配置場所	交 通 誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間	
	施工ヤード入口	1名/日	1名	昼間	なし	資機材搬入搬出 時の期間	
(3) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。						
(4) 交通対策	1) 工事用車輛は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。 なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車輛は、主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輛からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車輛の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。						
(5) 防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。						
(6) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。						
4. 環境配慮対策	本事業では、土地改良法の主旨及び地域住民の強い関心等を踏まえ、周辺環境への配慮を計画しており、生態系及び景観への配慮に重点をおいているため、環境・景観へ配慮した工法について、変更及び追加する場合がある。 なお、工法の変更及び追加については、設計変更の対象とする。						
5. 関係機関との調整	関係機関との協議結果に伴い変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。						
第5章 工事用地等							
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。						
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。						
3. 受注者の裁	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注						

項 目	内 容	摘要																																															
量による工事 用地等	者の責任において処理するものとする。																																																
第 6 章 工事用 電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																																																
第 7 章 工事用 材料																																																	
1. 規格及び品 質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD345 D13、D16 2) PC鋼材 PC鋼線およびPC鋼より線 SWPR-19L 3) コンクリート二次製品 スラブ橋用プレストレスコンクリート橋桁 JIS A 5373 4) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水セメン ト比 W/C (%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>鉄筋コン クリート</td><td>24</td><td>12</td><td>25</td><td>60以下</td><td>BB</td><td>地覆、踏 掛版、水 路防護</td></tr><tr><td>無筋コン クリート</td><td>30</td><td>12</td><td>25</td><td>60以下</td><td>BB</td><td>中埋コン クリート</td></tr><tr><td>無筋コン クリート</td><td>24</td><td>8</td><td>25</td><td>60以下</td><td>BB</td><td>後打コン クリート</td></tr><tr><td>無筋コン クリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65以下</td><td>BB</td><td>床版調 整、均し コン</td></tr></table> 5) PCグラウト PCグラウトの標準配合は、次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>規格</th><th>数量</th></tr><tr><td>セメント</td><td>JIS R 5210</td><td>1305kg</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>ノンブリージング</td><td>13kg</td></tr><tr><td>水</td><td></td><td>587kg</td></tr></table> 水セメント比 45%以下 膨張率 0.5%以下 σ 28=20N/mm2以上 ブリージング率 0%以下 6) 水管橋 水輸送用塗覆装鋼管 STW400 JIS G 3443	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	鉄筋コン クリート	24	12	25	60以下	BB	地覆、踏 掛版、水 路防護	無筋コン クリート	30	12	25	60以下	BB	中埋コン クリート	無筋コン クリート	24	8	25	60以下	BB	後打コン クリート	無筋コン クリート	18	8	25	65以下	BB	床版調 整、均し コン	種類	規格	数量	セメント	JIS R 5210	1305kg	混和剤	ノンブリージング	13kg	水		587kg	
種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的																																											
鉄筋コン クリート	24	12	25	60以下	BB	地覆、踏 掛版、水 路防護																																											
無筋コン クリート	30	12	25	60以下	BB	中埋コン クリート																																											
無筋コン クリート	24	8	25	60以下	BB	後打コン クリート																																											
無筋コン クリート	18	8	25	65以下	BB	床版調 整、均し コン																																											
種類	規格	数量																																															
セメント	JIS R 5210	1305kg																																															
混和剤	ノンブリージング	13kg																																															
水		587kg																																															
2. 見本又は資 料提出	主要材料および次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																																																

項 目	内 容		摘要																
3. 監督職員の 検査又は試験	<table><tr><th>材料名</th><th>提出物</th></tr><tr><td>支承板 ゴム支承</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>伸縮継手 プロフジョイント</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>高欄</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>水管橋 鋼管</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>計画配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr></table>		材料名	提出物	支承板 ゴム支承	カタログ	伸縮継手 プロフジョイント	カタログ	高欄	カタログ	水管橋 鋼管	カタログ	コンクリート	計画配合表、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	その他資材	カタログ、試験成績書	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。
	材料名	提出物																	
	支承板 ゴム支承	カタログ																	
	伸縮継手 プロフジョイント	カタログ																	
	高欄	カタログ																	
	水管橋 鋼管	カタログ																	
	コンクリート	計画配合表、試験成績書																	
	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																	
	その他資材	カタログ、試験成績書																	
	<table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>PC桁</td><td>寸法</td><td></td></tr><tr><td>管材</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>		材料名	検査・試験項目	備 考	PC桁	寸法		管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査		
材料名	検査・試験項目	備 考																	
PC桁	寸法																		
管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																	
コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																	
その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																	
第8章 施工																			
1. 一般事項																			
(1) 一般																			
プレテンション桁の製作は、JIS認定工場において施工しなければならない。																			
(2) 基準点																			
本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。																			
(3) 検測又は 確認（施工段階 確認）																			
1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、受発注者の協議により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) いずれの工種とも工事現場等における遠隔確認の対象とはしていない。ただし、監督職員の指示により変更する場合がある。																			
<table><tr><th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認 対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>橋梁上部工</td><td>基準高、幅</td><td>架設完了時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>水管橋</td><td>基準高</td><td>架設完了時</td><td></td><td></td></tr></table>			工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考	橋梁上部工	基準高、幅	架設完了時			水管橋	基準高	架設完了時				
工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認 対象	備考															
橋梁上部工	基準高、幅	架設完了時																	
水管橋	基準高	架設完了時																	
(4) 中間技術 検査																			
本工事が、低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、以下の内容により、中間技術検査を行うものとする。 1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事写真記録、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下、「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。																			

項 目	内 容	摘要						
	4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。							
(5) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。							
(6) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。							
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>舗装工</td></tr> </table> 2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。 3) 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	資材名	規格	備考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工	
資材名	規格	備考						
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工						
3. 土工								
(1) 掘削	1) 掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。							
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm以下になるようにまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めなければならない。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。 3) 暗渠工基床部の不陸整正及び整形は、均一に支持できるように浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。 4) 既設水路等撤去後の埋戻し ① 埋戻しに先立ち、たまり水等を排除しドライな状態での施工を心掛けること。 ② 堆積土等が基盤土として適さないとされる場合は、監督職員と協議するものとし、軟弱土等を基盤内に混入させてはならない。 ③ 埋戻しは、良質土を一層の仕上がり厚さが30cm以下となるようまき出し、十分に締固めなければならない。							
(3) 堤防盛土	河川堤防の盛土締固めは、堤体土砂を安定した状態にするため土の締固め密度は90%以上とする。							

項 目	内 容	摘要
4. 主桁製作 (1) コンクリート	1) コンクリート打設に当たっては、内部及び外部振動機によりシースの破損、移動に注意して十分に締め固めるものとする。	
(2) プレストレッシング	2) プレテンション方式の場合は、 30N/mm^2 を下回ってはならない。圧縮強度の確認は、コンクリート部材と同様な養生条件における供試体で行うものとする。 1) プレストレッシングに先立ち次の試験を行わなければならない。 ア) 引張装置及び定着装置におこる摩擦損失の試験 イ) シース内の摩擦係数を求める試験 2) プレストレッシングは、施工計画書に従って所定のプレストレスを導入し、その結果を監督職員に報告するものとする。	
5. 横締め	1) 中埋コンクリートの打込みまえに、桁両側のレイタンスや弱いモルタル等を取り除き、十分水洗いして、湿潤状態にし、モルタルが流出しないように十分隙間をふさがなければならない。 2) 横締めは、中埋コンクリートの圧縮強度が 30N/mm^2 以上得られたことを確認して行うものとする。	
6. PCグラウト	1) PCグラウトは、施工開始前に所定の品質が得られるよう、なるべく現場と同様な状態で試験し、監督職員の承諾を得るものとする。 2) PCグラウトは、シース内を水洗いした後、ゆっくり注入するものとし、流出口より一様なコンシステンシーのPCグラウトが流出するまで中断してはならない。 また、注入後は流出口を閉じた後、ポンプの圧力を一定以上に上げ、しばらく保持しなければならない。	
7. 橋面舗装 (1) アスファルト舗装	1) 混合合材、運搬、舗設については、アスファルト舗装要綱に準拠し、良好な舗装の施工に努めるものとする。 2) 合材の敷均し前に、タックコートとしてアスファルト乳剤(PK-4)を43リットル/100m ² 程度散布するものとする。 3) 所定の締固め密度が得られるように施工するものとする。	
8. 架設工事	主桁の重量が7.2t程度あることから主桁架設に当たっては、仮設備、架設器具等に十分注意し所定の位置に架設すること。	
9. 横組工	所定の断面に型枠を組立てポンプ車にてコンクリートを打設する。PC鋼材の緊張に当たっては、専用ジャッキを使用する。又、グラウト工施工に当たっては、シース内の(PC鋼材)錆や汚物を清掃するものとする。	
10. 添架物	本橋梁には水管橋(鋼管φ350)を添架するものとする。	
11. 附帯工 (1) 防護柵	防護柵工は、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	

項 目	内 容	摘要				
第9章 施工管理 1. 主任技術者等の資格 2. 施工管理 （1）工程管理 （2）工事現場等における遠隔確認について	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。 受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに、対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。 1）本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 2）遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。					
第10章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1）土質 2）予想し得なかった騒音規制、交通規制 3）第三者との協議によるもの 4）関係機関との協議による変更 5）遠隔操作の施行を行う場合 6）その他監督職員が認めた事項					
第11章 その他 1. 電子納品 2. CORINSへの登録 3. 現場環境改善費	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可） 技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。 （1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 （2）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 （3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職					
	<table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減</td></tr></table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	
計上項目	実施する内容（率計上分）					
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減					

項 目	内 容		摘要
4. 週休2日による施工	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	
	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	
	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
	員に提出するものとする。		
	（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間*注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認		

項 目	内 容			摘 要																																																				
	を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正をする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上</td><td>4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日) 以上28.5%未満</td><td>4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">道路付属物設置工</td><td>設置</td><td>1.02</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.04</td><td>1.02</td><td>1.01</td></tr><tr><td>橋面防水工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr></table>				4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日) 以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	名称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01	道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00	撤去	1.05	1.03	1.01	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01	橋面防水工		1.02	1.01	1.00	
	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日) 以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上25%未満																																																					
労務費	1.05	1.03	1.01																																																					
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																																																					
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																																																					
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																																																					
名称	区分	補正係数																																																						
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																																				
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01																																																				
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00																																																				
	撤去	1.05	1.03	1.01																																																				
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01																																																				
橋面防水工		1.02	1.01	1.00																																																				

項 目	内 容	摘要
5. 熱中症対策に係る費用の計上	(1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。 ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る） イ ドライミスト ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 (2) (1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。 (3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、 これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。	
6. 1日未満で完了する作業の積算	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第12章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第13章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	